

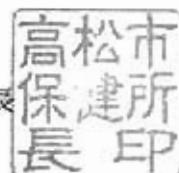
平成16年4月28日

特定非営利活動法人

化学物質過敏症支援センター

事務局長 綱代 太郎 殿

高松市保健所長



拝啓 新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、本市業務にご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

化学物質過敏症、シックハウスやシックスクール症候群の発症者の方々におかれましては、さまざまな問題を抱えご苦労されていると認識しております。

本市におきましても、各機会をとらえて、市民が健康で暮らしやすい生活環境を整えることが重要と考え、ご要望の各種の施策に取り組んでまいりたいと存じます。

#### 記

1 化学物質過敏症に関する情報を、職員が共有するため同封のパンフレットなどを、各部門の職員に回覧して理解を深めます。

2 学校を含む公共施設での室内環境保全のうち、学校においては文部科学省からの室内空气中化学物質に関する通知をするとともに、「学校環境衛生の基準」の一部改訂に基づき、室内空气中化学物質の定期検査及び新築・改築等の際に臨時検査を行い、濃度が基準値を超えた場合には、換気の励行や、換気扇の設置を行うなど、適切な措置を講じています。

禁煙化については、平成15年5月1日に施行された「健康増進法」に基づき、保健所では平成15年7月から全面禁煙を実施しております。他の施設等についても、順次、全面禁煙を実施しており、一部の施設についても喫煙室を整備し分煙を徹底しております。公立の学校においても、平成16年10月から敷地内全面禁煙の予定で、現在、実施に向けて各学校で取り組んでいます。

3 発症されている児童生徒の就学対策として、学校での化学物質の使用に十分配慮するよう努めてまいります。

4 建築工事においては、建築基準法に定められた基準に基づき、化学物質の使用の制限を指導しています。

また、土木工事においても、関係諸法令を遵守するとともに、粉塵の発生の抑制など環境対策に取り組んでいます。

今後とも、各部局が連携して対策等を検討してまいりたいと考えています。

5 福祉、労働部門に対しましても、労働環境の改善を図るとともに、生活保護の適用についても配慮を呼びかけます。

6 発症者が、年齢別健康診断等の公共サービスを受けられるように、実施場所において、配慮するよう要請します。

7 医師会や医療機関に対しても、必要に応じ発症者が受診できる環境を整えるように要請します。

8 発症者の居住環境を保全、改善するために周辺自治会などへの、農薬や殺虫剤の散布、野焼き等について配慮するよう呼びかけます。

9 化学物質が健康に与える影響について、各種広報媒体を使って市民に啓発します。

今後とも、発症者が安全に、安心してともに暮らせるように、各種施策に取り組んでまいります。

敬具